

令和 7 年度
多気町脱炭素先行地域における
太陽光発電施設導入事業

公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 6 月

多 気 町

多気町（以下「本町」という。）では、多気町脱炭素先行地域づくり推進事業に関して、以下の事業（以下、「本事業」という。）の事業者を選定する。

事業者選定にあたり、本募集要項に則り公募によって最も適した事業者を選定する。

1 本事業の概要

（１）事業の名称

令和７年度 多気町脱炭素先行地域における太陽光発電施設導入事業

（２）目的

本町は令和６年９月に、「６町の地域連携で人材や資金を呼び込む！中山間地域一体の脱炭素・資源循環プロジェクト」というテーマで、環境省の脱炭素先行地域に選定された。

本事業は、多気町のゼロカーボン実現を目指し、多気町の商業リゾート「VISON」の敷地内に、太陽光発電設備を整備し、VISON施設および公共施設を中心に多気町内に発電した電力を供給するものである。

本町の脱炭素先行地域計画提案書については、下記を参照すること。

【環境省ホームページ】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/5th-teiansyo-04.pdf>

（３）履行場所

多気郡 多気町 VISON敷地内

（４）事業内容

本事業を実施する事業者として決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、VISON敷地内（民有地）に設置する太陽光発電設備を計画、設計、工事を実施する。発電された電気は、小売電気事業者を通じて、VISON施設及び多気町の公共施設等に供給する。

本事業は、環境省の脱炭素先行地域づくり事業である。多気町が定める多気町脱炭素先行地域づくり推進事業費補助金交付要綱に定める補助金を、同要綱の定めるところにより、各年度の環境省からの交付額を上限に交付する。

（５）太陽光発電設備設置箇所

VISON敷地内（カーポート型を含む）

設置に関し、土地所有者との合意、契約は事業者が確保すること

（６）事業期間等

野立ての太陽光発電設備は、令和７年度中に設備設置かつ試運転による運転確認を実施し、令和８年４月１日から運転開始できること。カーポート型太陽光発電設備は、令和７年度中に計画設計を実施し、令和８年度中に設備設置かつ試運転による運転確認を実施し、令和９年度４月１日から運転開始できること、なお運転期間は、運転開始日から最大で１７年間とする。

（７）事業リスクへの対応

事業期間中に想定される主なリスクと責任分担については、別表３「リスク分担表」を基本とする。これに定めがないものについては、協議により決定する。

2 受託者の募集

(1) 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

なお、選定は書類審査により行い、プレゼンテーションは実施しない。

提出書類について確認を要する事項がある場合は、本町より個別に照会を行い、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(2) 募集及び選定のスケジュール

本業務の受託者の募集及び選定にあたっては以下のスケジュールを想定している。

① 公告（募集要項の公表）

令和7年6月2日～

② 募集要項に関する質問の受付

令和7年6月2日～同年6月13日 午後 5 時

「質問書（様式 4）」により担当部署に E-mail で送付すること。電話での対応は一切行わない。回答は質問者に対して随時行う。

③ 応募書類の受付期間

令和7年6月2日～同年6月26日 午後 5 時（期限内必着）

④ 最優秀提案者の決定

令和7年6月27日（予定）

⑤ 協定等の締結

令和7年6月27日以降（予定）

(3) 公募条件

① 利用条件

太陽光発電設備を設置する箇所について、事業者は、民有地所有者等との契約等により確保することとする。

太陽光発電設備の発電事業期間は、最長17年間とする。発電事業期間には、設置工事及び撤去工事に係る期間を含まないものとする。また、電力供給にあたっては、本町が別に契約する小売電気事業者を通じ、VISON施設及び公共施設等へ供給するものとする。

② 費用負担等

応募書類提出に係る費用、電気事業者との接続検討調査料・接続に要する費用、太陽光発電設備の設計・材料の調達・工事等の発電設備設置に要する費用、土地造成に要する費用、各種手続きに要する費用、太陽光発電設備の維持管理費用、太陽光発電設備の撤去に要する費用、提案変更に伴う増加費用、太陽光発電施設に賦課される公租公課等の費用は、事業者の負担とする。

③ 事業終了時の設備の取り扱い

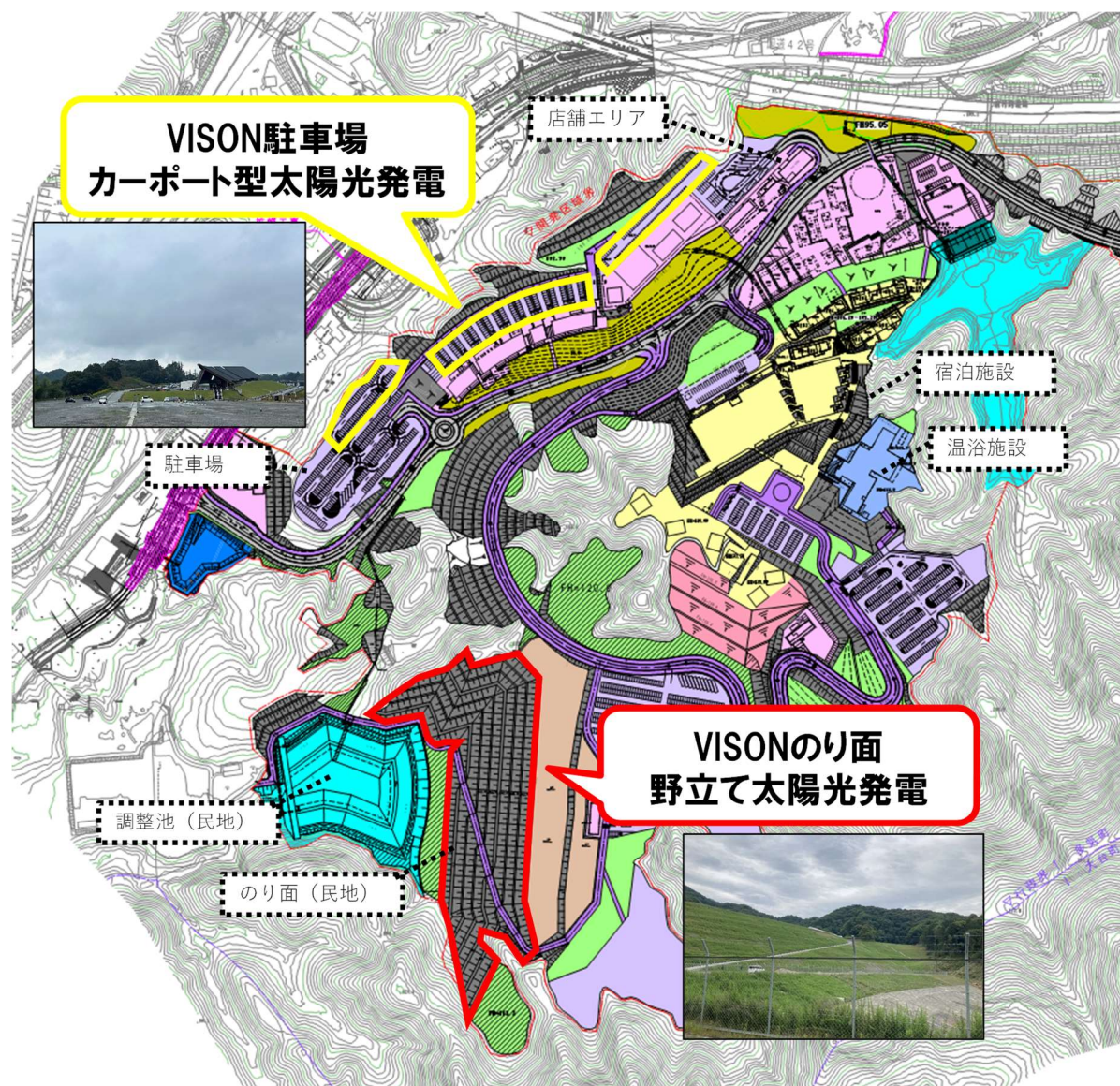
事業期間が終了した後の設備の取り扱いは、民有地所有者等と協議して定めること。

④ 太陽光発電設備の仕様および提案事業費

VISIONのり面に設置する太陽光発電設備の最大発電出力は2,674kW、VISION駐車場に設置するカーポート型太陽光発電設備の最大発電出力は1,817kWとする。

なお、詳細な仕様及び条件は、別表1「要求水準書」に示すとおりとする。

設置箇所 (名称)	設置方法	最大 発電出力	導入時期		事業費 (うち交付額)
VISION のり面	野立て	2,674kW	R7年度	R7年度 計画・工事	668,050,000 (445,366,000)
VISION 駐車場	カーポート 型	1,817kW	R8年度	R7年度 計画設計	8,000,000 (5,333,000)
				R8年度 工事	561,330,000 (374,220,000)



⑤ 設置用地、周辺施設等への配慮

設置及び撤去工事、維持管理等を行う際には、民有地所有者やその他関係者と協議のうえ、商業施設の景観に配慮し、商業施設の運営や来訪者等に支障を来たさないようにすること。

また、民有地所有者および施設運営者との調整・折衝等は、事業者が行うこと。

⑥ 発電電力の活用方法

事業者は、本事業で発電した電力を本町が別に契約する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）を通じ、VISON施設および本町の公共施設に供給すること。電力単価は、本プロポーザルによる事業者決定後、小売電気事業者と本町およびVISON運営事業者が契約締結し、決定することとする。

⑦ 関係法令等の遵守

本要項及び別表1「要求水準書」に基づくほか、関係する法令、規格及び標準に準拠したものであること。

(4) 応募の手続き

① 応募概要

募集要項等（様式含む）は、本町ウェブサイトに掲載する。

応募書類の受付期間中に、多気町環境生活課脱炭素推進係宛てメールまたは郵送、宅配便等の発送・配送の記録が残る配送方法に限る（郵送の場合は配達証明郵便またはレターパックなどとする）により、下記の提出書類を多気町環境生活課脱炭素推進係に提出する。

一度提出した審査書類の変更、差替え、再提出は一切認めない。また、原則として持参による提出は認めない。本要項及び別表1「要求水準書」に基づくほか、関係する法令、規格及び標準に準拠したものであること。

② 提出書類

本要項及び別表1「要求水準書」に基づくほか、関係する法令、規格及び標準に準拠したものであること。

【応募書類】

- ・応募申請書（様式1）4部
- ・会社概要説明書（様式2）4部
- ・業務実績（様式3）4部
- ・企画提案書（様式4）4部
- ・納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの。）

※ 法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

③ 提案書に求める内容

企画提案書には、以下の内容について記載すること。

大項目	項目	内容
事業実施方針	実施方針	事業方針について簡潔に記載すること
	事業実施体制図	事業を担当する要員について、施工担当、維持管理担当などを記載すること（再委託を含む）
	全体スキーム図	本事業の事業スキームを、分かりやすく記載すること
事業計画 スケジュール	長期スケジュール	検討、工事から設備の撤去までの計画を記載すること
	短期スケジュール	R7年度、8年度の計画、工事から発電開始までの計画を記載すること
設備導入概要	太陽光発電設備仕様	・ 予定設置量（太陽光発電設備定格出力（kW）） ・ 太陽光パネル出力（1枚あたり出力及び設置枚数）、パワーコンディショナー出力（1台あたり出力及び台数） ・ 設置予定場所（設備配置図） ・ 機器仕様（メーカー、型式、出力規模、枚数・台数等）
	電力シミュレーション	年間及び月毎の発電計画等を記載すること
	運転計画	運転期間における維持管理等の計画、スケジュールを記載すること
	事業収支計画	工事費、維持管理費等を含めた事業費総額、売電収入、補助金の活用等、資金調達を含めた事業期間（最長17年間）の事業収支計画を作成すること 事業収支計画においては、電気事業者との接続に要する費用、太陽光発電設備の設置に要する費用、各種手続きに要する費用、太陽光発電設備の維持管理費用、太陽光発電設備の撤去廃棄に要する費用などについて、算定の考え方及び金額を記載すること なお、補助金の活用を検討する場合には、検討をしている補助金の概要及び補助金の活用を前提とした事業収支計画も併せて作成すること
	周辺環境への配慮	周辺環境への配慮についての提案等を記載すること
	事業中のリスク対策	損害保険の適用範囲、その他の対策等について記載すること。また、事業者が破綻した場合の設備を撤去する方策（第三者機関での撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等）についても記載すること
地域貢献	地域貢献	本事業における地域貢献に係る計画があれば記載すること
売電価格	売電価格	小売り電気事業者への想定売電価格を記載すること

3 応募資格条件

本プロポーザルに応募する者（以下、「応募者」という。）は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- ① 応募する企業は、下記に示される「同種実績」または「類似実績」について、1件以上の実績を有していること。
 - ＜同種実績＞
公共施設に対する太陽光発電における再生可能エネルギー導入実績、または優先交渉権者として取り組んでいる実績
 - ＜類似実績＞
太陽光発電設備の導入実績（FIT、PPA等を含む）なお、本公募では、JVによる参加も認める。この場合、以下の条件を満たすこと。
 - ＜代表企業の保有する条件＞
JVにおいて、代表企業は入札参加資格として、令和4～令和7年度三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格の登録_物品・業務委託（リース・レンタル）及び建設工事等（登録業種：建築-電気及び土木-施工・地質）と、上記実績を保有していること。また、代表企業は、入札（プロポーザル）に関する管理および事業運営機能を担当し、全体の責任を負うこと。
 - ＜JV構成企業の役割＞
JV構成企業は、代表企業との共同での参加及び役割分担に関する合意をしていること。
 - ＜JV参加における提出書類＞
共同事業体（JV）での参加の意思及び代表企業、JV構成員の役割分担等に関する明確な記載及び各社の押印がされた「共同事業体協定書」の写しを提出すること。
- ② 多気町契約規則（平成18年多気町規則第41号）第5条の規定による一般競争有資格者名簿に登録があること。
- ③ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 多気町建設工事指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ⑦ 多気町暴力団排除条例（平成23年3月条例第4号）第2条第1項第1号に規定する暴力団と関わりがない者であること。
- ⑧ 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 日本国内に主たる営業所を有する者であり、三重県内に本店又は支店、営業所を有しているもの。

4 審査

提出書類をもとに以下の項目の審査を行う。

① 参加資格審査

応募者が本募集要項に規定されている参加資格の要件を満たしているか。

② 内容審査

応募者から提出された応募申請書の記載内容が、募集要項等に記載がある事項を満たしているか、また提案内容が優れているか。審査項目及び配点は、別紙「評価基準表」の通り。

③ 審査結果

審査結果は令和7年6月27日（予定）に送付する。

5 受託者の選定

（１）最優秀提案者の選定

本町が設置する審査会において審査を行い、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者に選定する。

（２）選定対象者資格

最優秀提案者の決定までに応募者が、本要項「3 参加資格要件」に定める参加資格を喪失した場合、または提出書類に虚偽の記載内容があることが発覚した場合は選定の対象者としての資格を失う。

（３）選定の取消し

最優秀提案者に選定された応募者が、協定締結までに本要項「3 参加資格要件」に定める参加資格を喪失した場合は選定結果を取り消し、次点の者を最優秀提案者とする。

（４）協定の締結

選定された最優秀提案者に対して事業実施の確認を行い、承諾が得られた場合に、その者と本町が協議し、本業務に関わる仕様を確定した上で、協定を締結する。

6 その他

（１）応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

（２）提出書類に係る内容は、公表しない。

（３）業務の実施にあたり、必要な資料などは本町が提供する。

（４）提出された資料は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがあるが、選定以外の目的には使用しない。

（５）応募者は複数の提案をすることはできない（1提案のみ有効）。

（６）業務内容については、守秘義務を遵守しなければならない。

（７）本町の要求水準を満足する提案がなかった場合は、最優秀提案者の選定は行わない。また、応募者が1者の場合であっても、本町の要求水準を満足している提案であれば、その者を最優秀提案者として採用する。

（８）本要項に定めるもののほか、本業務における協定の内容に関しては、日本国の関係法令及び本町の条例規則等の定めるところによる。

（９）そのほか業務遂行上必要な事項は、適宜協議をしながら業務に当たることとする。

【別紙：評価基準表】

評価項目		評価の観点	配点	
実績に関する評価		同種・類似事業の実績 地方公共団体への再生可能エネルギーの供給実績	5	5
企画内容に関する評価	導入設備の仕様	設備設置容量や発電量は適切か	10	70
	提案内容の実現性	提案された事業内容が適切か。事業収支、設置施設との合意形成等を含め、実現可能な提案か 本町の先行地域に係る取組内容全体を理解し、他事業との連携等、実現可能な提案となっているか	30	
	実施体制	設備導入、維持管理、売電事業について確実かつ円滑に遂行する体制が確保されているか	10	
	事業計画・維持管理計画	提案された事業全体計画の内容は適切なものか 提案された発電開始までの計画、スケジュールや維持管理計画は適切か	20	
地域貢献		地域貢献策が提案されているか。また、提案された地域への貢献は、効果が期待できる内容か	15	15
売電価格		小売電気事業者に対する電気供給価格	10	10
合計			100	

別表 1

太陽光発電設備設置事業 要求水準書

この要求水準書は、三重県多気町（以下「本町」）が太陽光発電設備設置事業の要求水準等に関し、募集要項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（１）事業の名称

令和 7 年度 多気町脱炭素先行地域における太陽光発電施設導入事業

（２）事業概要

本事業は、多気町のゼロカーボン実現を目指し、多気町の商業リゾート「VISON」の敷地内に、太陽光発電設備を整備し、事業実施期間において、VISON施設および多気町の公共施設へ発電した電力を供給するとともに、当該設備の運転・維持管理を行う。

（３）事業内容

ア VISONのり面野立て太陽光発電設備は、令和 8 年 2 月末までに設備の設置を完了し、試運転等を踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日に電力供給を開始する。また、VISON駐車場カーポート型太陽光発電設備は、令和 7 年度中に計画設計を実施し、資材調達、工事は、令和 8 年度に行うものとする。

行政許可可調整、資材納期、国庫補助事業等の理由により、設備の導入時期を変更する場合は、可能な限り早期の運転開始を目指すものとし、本町と事業者で協議のうえ、導入時期及び運転開始日を決定する。

イ 事業者は、設備の設置にあたり、設備設置対象場所に係る賃貸借等を行い、提案内容を基に本町と合意した内容で設計・施工した設備を導入する。導入にあたり、設備の設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその関連業務を行う。

ウ 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。事業者は、本事業で発電した電力を、本町が別に契約する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）を通じて、VISON施設および本町の公共施設に供給する。公共施設で消費する電力単価は、本プロポーザルによる事業者決定後、小売電気事業者と本町で契約締結し、決定することとする。利用する電力を超える余剰分電力については、共同提案自治体の公共施設で利用することも想定しており、提案者にて実現可能な提案とすること。なお、設備に異常もしくは故障が生じ、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。

エ 設備の容量は、本事業の検討結果から適宜精査し、適切な容量とする。

オ 設備の設置後のメンテナンス対応等を具体的に明示する。

カ 本町への説明（工事・運営に関する内容説明）を行う。なお、内容等については本町と協議の上決定する。

キ 系統連系及び電力系統接続に係る手続きについて、原則事業者が電力会社へ申込等を行う。

（４）事業実施対象用地

太陽光発電設備を設置する事業実施対象用地は、事業者が、民有地所有者等との契約等により確保することとする。

（５）事業期間等

運転期間は電力供給開始日から17年間とし、電力供給開始日は本町と協議の上決定するものとする。なお、運転期間終了後の扱いについては、事業者と民有地所有者等の協議の上決定す

ることとする。

また、電力供給にあたっては、本町が別に契約する小売電気事業者を通じ、VISON施設及び本町公共施設へ供給することとする。

(6) 事業の留意事項

① 事業に係る留意事項

ア 事業実施にあたっては、次の要件を満たすこと。

- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度定（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
 - ・ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
 - ・ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く）。特に別表2をすべて遵守していること。
- イ 各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。
- ウ 事業者は、設備を事業以外の用途に使用してはならない。
- エ 事業実施に当たり予想されるリスクと責任分担については別表3のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。
- オ 本町が消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、本町に帰属するものとする。
- カ 公租公課について、太陽光発電設備は償却資産として課税対象となるため、事業者はその固定資産税を納付すること。
- キ その他、国が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の各要件を満たすこと。特に事業費の内容は当該要領別表第1に従うこと。

② 工事等に係る留意事項

- ア 工事に当たっては、原則として傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン及び公共建築工事標準要求水準書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。
- イ 太陽光発電等に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。
- ウ 設備の据え付けは、JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また、確認結果を本町に報告すること。
- エ 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うこと。
- オ 太陽光発電設備はJ E T認証を取得したもの、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品とすること。
- カ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について、十分配慮した設計・施工をすること。地域住民等から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

③ その他の留意事項

- ア 事業者は本事業により、本町、民有地所有者等及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加すること。また、事業者により本町、民有地所有者等及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応することとし、事業者が責任を負う

べき事項で、本町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。

イ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了し本町及び事業者の協議の上撤去が決定した場合は、事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。この場合に事業実施対象用地の所有者等への対応は事業者が行うこと。

ウ 事業者は業務上知り得た内容、情報等を本町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

エ その他、本要求水準に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、本町と事業者で協議して決定するものとする。

別表 2

遵守事項

本事業は、以下の遵守事項を踏まえ、事業を実施するものとする。

1. 地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
2. 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
3. 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
4. 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
5. 発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
6. 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
7. 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
8. 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
9. 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
10. 交付対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
11. 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。また、町の求めに応じて積立状況を報告又は開示しなければならない。
12. 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

別表 3

想定されるリスクと責任分担（リスク分担表）

リスクの種類	リスクの内容		リスク・責任分担	
			町	事業者
募集要領等の誤り	町の公募資料、交付資料の誤り・虚偽		○	
提案書類の誤り	事業者の提案内容の誤り・虚偽			○
応募コスト	応募に必要なコストの負担			○
法令・条例等の変更	影響のある法令・条例等の改廃			○
設備の瑕疵	設備の隠れた瑕疵			○
第三者賠償	設備設置に起因する事故、騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合			○
不可抗力	天災又は第三者による人為的な事象による損害		○	○
	天候不良による発電量の減少			○
資金の調達	必要資金の確保に関する事			○
物価変動	物価変動			○
金利変動	金利の変動			○
安全性の確保・環境の保全	設計・施工・維持管理・撤去における安全性の確保、環境の保全			○
保険	設計・施工・維持管理・撤去の履行及び維持管理期間におけるリスクを保証する保険			○
事業の中止・延期・変更	事業者の帰責事由	工事遅延・未完工、工事管理の不備、業務不履行、事業放棄、破綻、その他事業者の責によるもの		○
	近隣への影響、近隣住民の要望、反対、苦情	設備設置による日影、反射光、輻射熱及び騒音等	○	○
設備損傷	設備設置に伴う設計・施工・維持管理・撤去に起因する設備損傷、工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害			○
施設の損傷	設備設置に伴う設計・施工・維持管理・撤去に起因する設備損傷、工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害			○
性能	設備性能・要求仕様不適合（設計等の不備、施工不良を含む）			○
支払い遅延・不能	公共施設が支払う電気使用料の支払の遅延・不備		○	
電気使用量	本町公共施設が使用する電気使用量の大幅な低下		○	△

【様式1】

応募申請書

令和 年 月 日

多気町長 様

所在地

商号又は名称

代 表 者 名

印

多気町脱炭素先行地域における太陽光発電施設導入事業への参加要件を満たしていますので、下記の内容により参加を表明します。

なお、記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

【担当者連絡先】

所属部署	
ふりがな 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

【様式2】

会社概要説明書

項 目	内 容
会 社 名	
代表者氏名	
設立年月日	
本社所在地	
三重県内の 支店、営業所の所在地	
本町入札参加資格の有・無	
従業員総数	
自己資本額（千円）	資本金 積立金 その他

会社（再委託先を含む）が業務遂行上得ている許認可・指定等の状況

許認可・指定等の名称	権限主務官庁等の名称	取得・指定年月日

※文字の大きさは10ポイント以上とする。

※会社のパンフレット等、会社の概要がわかるものを1部添付してください。

【様式3】

業務実績（過去の実績および現在実施中の業務）

今回の公募事業の同種事業、類似事業に関する実績を記載すること。

ここで記載の内容については、この事業の審査以外の目的で使用することはない。また、本町から外部に提供することはない。

＜同種実績＞公共施設に対する再生可能エネルギー導入実績、または優先交渉権者として取り組んでいる実績			
事業名	対象自治体	業務概要	実施期間
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月

＜類似実績＞太陽光発電設備の導入実績（FIT、PPA等を含む）			
事業名	設置自治体	業務概要	実施期間
			年 月～ 年 月

※同種、類似の実績は、最大2件まで記載すること。

【様式4】

企画提案書

- ※文字の大きさは10ポイント以上とする。
- ※図やイラストなども、適宜加えてもよい。
- ※本提案内容の記載は5ページ以内に納めること。

【様式5】

質 問 書

業 務 名	多気町脱炭素先行地域における太陽光発電施設導入事業		
会 社 名			
本社所在地			
質問担当者所属・職名			
質問者氏名			
質問者連絡先	電話番号 e メール	FAX番号	
質問事項			
該当箇所	質問内容		

※該当箇所は「募集要領」「仕様書」の何ページのどの項目など具体的に記述すること。

※質問内容は簡潔に記載すること。

※質問内容が複数ある場合は、一項目ごとに区切り線を入れること。